

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

(令和5年1月14日～同年2月13日意見募集)

提出件数：10件（法人2件、個人8件）

No	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	個人	「簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件」の「四 設備規則第五十四条 第二号及び第二号の二に規定する技術基準に係る簡易無線局」において、「四六五・〇三四三七五 MHz から四六五・〇九〇六二五 MHz 以下の周波数であって、四六五・〇三四三七五 MHz 及び四六五・〇三四三七五 MHz に六・二五 MHz の自然数倍を加えたもの」とあるのは、「四六五・〇三四三七五 MHz から四六五・〇九〇六二五 MHz 以下の周波数であって、四六五・〇三四三七五 MHz 及び四六五・〇三四三七五 MHz に六・二五 kHz の自然数倍を加えたもの」の誤記と思われるので修正願います。	ご指摘のとおり修正します。
2	個人	周波数の割り当ては公平中立に行い、特定の企業や団体が有利にならないよう、国民の利益が損なわれないように執行してもらいたい。	いただいた御意見は、参考として承ります。

3	個人	<p>レジャーから仕事まで、幅広く使用することが出来るデジタル簡易無線、その中でも登録だけで使用できる 3R 無線機は使い勝手が良く、増加する一方です。</p> <p>3R 無線機の出現と昨今のコンプライアンス教育により、建築現場でのアマ機・FRS、GMRS 機の不法使用を見かける事も無くなりつつあります。その反面、同一現場で複数業者が同一時間に使用する事になり、チャンネルの奪い合いになりつつあります。どうしても建築現場における無線機使用のピークは竣工間近の各機器試運転の時に集中してしまいます。</p> <p>ユーザーコードなどを使用して棲み分けが出来ればいいのですが、なかなか説明書も読まずに使用してしまう為に『呼出チャンネル』で使い続けようしてしまう始末です。ユーザーコード使い熟すなど夢の夢です。また 3B 機の存在はほとんど知られていません。また免許申請の手間もあり敬遠されてます。</p> <p>当方は 3R 機を個人でのレジャー使用もしていきまして、休日には各地の見晴らしのいい場所で同好の士との交信を楽しんでいます。351Mhz は思っているより遠方に届き、思わず場所との交信が成立しています。石川県白山-東大阪、和泉葛城山-山口県等が成立しました。見晴らしがいい場所では、他の仕事で使用されている通信が入ってきます。使用前にはチャンネルの確認をして使用していますが、30 チャンネル全部使用されて使用出来ない事もしばしばです。</p> <p>生駒山上遊園地の業務使用もこのような事もあり、局数の比較的少ないデジタルコミュニティー無線機を使用されてます。</p> <p>以上のような事を踏まえ、今回のデジタル簡易無線のチャンネル増加には賛成致します。</p> <p>また、デジタル簡易無線のガイドラインの使用者への周知徹底をメーカー、協会と協力してお願いしたいです。特に『呼出チャンネル』の常時使用がマナー違反である事への徹底をお願いしたいです。各無線機がデフォルトでの設定が 15 チャンネルになっている事が原因だと思えます。呼出チャンネルで待機していると、</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>ガイドラインの周知徹底については、民間ルールであり関係の団体により促進されるものと考えます。</p>
---	----	--	---

		<p>たびたび仕事で使用されている方と趣味で使用されている方とトラブルになっているのが聴こえてきます。無用なトラブルを避ける為にも使用ガイドラインの周知徹底が望まれると考えます。</p> <p>長文になりましたが、以上が今回の意見になります。</p>	
--	--	---	--

4	個人	<p>・場所（１） PDF 7 P 目 別表第一号 一 （3）の1行目 など・意見『従つて』などの促音部分は小さな『っ』に直してはどうか。・理由現代に改正するから、というのと、読む人に分かりやすい工夫があったほうがよいと思うから、です。</p>	<p>「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について」(昭和63.7.20 内閣法制局総発第125号)により「現代仮名遣い」の原則に従い、小書きすることになりましたが、それ以前に制定された法律等において大書きされたものについて、その一部を改正する場合における改正によってその一部として溶け込む部分等については、もとの法律等の表記に従って大書きすることとされています。</p>
		<p>・場所 （１） PDF 1 4 P 目</p> <p>・意見 公布の日と施行期日の間に30日程度の期間を設けてほしいです。</p> <p>・理由 対処する人たちが大変なため、です。</p>	<p>経過措置については、省令案のとおり規定しました。</p>

		<p>・場所 (5) PDF 1 P 目</p> <p>・意見 この様式の横書き版も作成してはどうか。</p> <p>・理由 縦書きも横書きも、中身は同じなら縦書きにこだわる必要は無いから、です。 よろしく、お願いします。</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p> <p>なお、本来縦書きの資料ですが PDF を開いたときに新旧対照表が見やすいように横に表示されるようにしたものです。</p>
		<p>・場所 (7) PDF 5 P 目 サ</p> <p>・意見 これは『周波数の使用期限』ではなく、『周波数の指定期限』としてはどうか。</p> <p>・理由 内容的に、これが適切なタイトルだと思えたから、です。 よろしく、お願いします。</p>	<p>規定の仕方からすれば、ご意見は理解できますが、「周波数の使用期限」は、電波法第 26 条（周波数割当計画）第 2 項第 3 号に根拠があり、総務省内部で審査する際にその期限日以降は指定しないようにと規定したものであり、他の規定とも合わせたものです。</p>

5	個人	<p>原案に賛同する。デジタル簡易無線は登録局と免許局が在るが、登録局は自分以外の登録者との通信も容認されている関係で、アマチュア無線風の通信を行う方が多いほか、仕事上無線機を使用したい場合でも簡易無線ということから手軽に開設できることから使用者が増えており、大都市では空きチャンネルが無い場合が増えていきます。例として、簡易無線のかつての定義の「アマチュア業務に属する通信は除く」の観点からは「山頂からの伝搬状況調査目的で、デジタル簡易無線で山頂から不特定多数と通信する」は目的外通信と言えるだろうが、実際には高頻度で行われていた。(今は「アマチュア業務に属する通信」は簡易無線の定義から削除されているので伝搬調査など技術的研究目的での使用は違法行為では無くなった。)現実面ではキャリアセンス機能により送信が保留され連絡通信がスムーズにできない例も増えている。そういう事態を踏まえればチャンネル増は有益であると思慮する。問題はチャンネル増前の無線機と増後の無線機の両方を同一免許人(登録人)が所持する場合、チャンネル増前のチャンネルから使用するチャンネルを選ばなければならない点で在ると思慮する。技術基準適合証明との兼ね合いもあるだろうが、チャンネル増前の無線機はファームウェア変更でチャンネル増に対応できるのか否かという問題が有る。過去の事例として420MHz台を使用する特定小電力無線機が、当初は9チャンネルだったが現在は20チャンネルになり、現在では9チャンネル機と20チャンネル機の両方が使用されている。耐用年数の面では9チャンネル機が使用されている例は少ないと思われるがゼロでは無い。このコメントを提出する数日前に総務省総合通信基盤局からアマチュア局免許人に向けて「アマチュア無線は仕事では使えません」という周知啓発葉書が発送された。その葉書にも「仕事で無線機を使うならデジタル簡易無(登録局)を使用する」という文言が記載されている。アマチュア無線機を仕事で使う不法行為を減らすためにデジタル簡易無線のチャンネル増を行い使い勝手を向上させるのは有益です。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、無線機の増波への対応については、ご使用の無線機のメーカー等へお問合せください。</p>
---	----	---	---

6	個人	<p>(5)周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の一部を変更する件 p2. ? p3 別表 7-3「400MHz 帯簡易無線局の周波数表」のうち、351MHz を使用する無線局の周波数割当の変更について、デジタル簡易無線（登録局）の一ユーザーの立場から原案の通り賛同致します。以下にその理由を記します。デジタル簡易無線（登録局）は簡単な登録手続き等をとるだけで使用でき、電波が届く範囲も広く、非常に便利な無線システムです。現在、このバンドには、不特定多数の人に交信を呼びかけ、位置、信号強度、了解度など簡易な連絡を通して交信そのものを楽しむ一面があります。このような使い方を「ライセンスフリー無線」といい、趣味の1ジャンルと認識され定着しています。そして、このライセンスフリー無線の使用を通して無線分野への興味関心を高め、やがてアマチュア無線技士免許を取得する流れが、若年層をはじめ広い世代で見られます。広い意味で我が国が進めるワイヤレス人材の育成に、ライセンスフリー無線そしてデジタル簡易無線（登録局）が貢献していると考えます。このたびの変更により、昨今は混信で滞りがちであった交信がより円滑になり、同時に業務で使用する方に不要な混信を与えるリスクが低減されると予測します。すなわち趣味を端緒とした将来の人材育成に多大な効果をもたらすことが期待できるので、今回の変更賛同するものです。この変更にご尽力いただいている皆様のご苦勞は並々ならぬものと推察いたします。お体に留意しながら施行までお取り組み頂けますようお願い申し上げます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>
---	----	--	-------------------------------

7	株式会社 JVC ケンウッド	<p>「デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備」について 下記理由にて改正案に賛同致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1, 現在簡易無線局は、約 141 万局となり、さらに増大する可能性があり在でも顧客ユーザから通信の輻輳など、利用環境の悪化が問題となっている状況の改善が期待されます。</li> <li>2, 中継局利用に関しては、不感エリアの改善だけでなく、様々な用途での利用が期待できます。</li> <li>3, 自動的及び遠隔操作についてもドローン利用及び中継利用と組み合わせ高度な利用が期待されます。</li> </ol>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>
8	個人	<p>別紙 1 の(1)の※においては、電波法施行規則、無線局免許手続規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の 3 省令を改正するとされています。他方、別紙 1 別添においては、「(1)電波法施行規則等の一部を改正する省令」には「無線局免許手続規則の一部改正」が含まれず、別紙 1 に記載がなかった「無線設備規則の一部改正」が含まれています。これは誤りと思います。もしも「無線局免許手続規則の一部改正」も予定されているようでしたら、提示をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、免許手続規則は無線設備規則の誤りですので、修正します。</p>

9	一般社団法人陸上無線協会	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、特に割当て周波数の増波は、増加した簡易無線局により日々悪化する利用環境を根本的に改善する施策であり、将来にわたる需要の拡大に応えるものと期待しており、早期の制度整備をお願いします。</p> <p>簡易無線局は、令和4年12月末で141万局とここ10年で倍増、特に登録局は、制度設立以来、毎年ほぼ6万局のペースで増設が進み79万局と増加しています。簡易無線局は、限られた周波数を多くの利用者で共有し簡易な業務に利用する無線システムです。無線局数の増加により通信の輻輳が起こるなど、利用環境の悪化が課題となっています。</p> <p>全国陸上無線協会では、利用者に対するヒアリング、運用実態調査等により、これら課題を解決するため、総務省に対し割当て周波数の増波の要望をしたところです。</p> <p>今回の制度整備は、協会の要望に応じていただくものであり、また、高度化された新たな簡易無線局を市場に導入できるようになるなど事業の拡大、活性化につながるものと期待しています。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>
10	個人	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令のうち、無線設備規則の一部改正において、中継する簡易無線局に対して、情報通信審議会で答申（令和4年11月）された「自動的に又は遠隔操作によって動作するものにあつては障害検知・停止機能を有すること」の要件が規定されてにないよう思われます。規定として盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>無線設備規則第54条第二号の三の中継する簡易無線局の周波数の表記は、改正</p>	<p>いただいたご意見のうち、前段についてはご指摘のとおりであり、修正させていただきます。</p> <p>後段については、無線設備規則第54条第1号及び第2号においても、告示で</p>

		告示案の内容と合わせたていただいた方がわかりやすいように思います。	具体的に規定する周波数の範囲とは異なっており、特段、問題ないものと考えます。
--	--	-----------------------------------	--

※その他、本改正案に関する言及が無く、案と無関係と判断されるものが2件ございました。